

## 森林整備地域活動支援交付金制度に関する検討会報告

### (中間とりまとめ)の概要

#### 1 現行制度の効果

##### (地域活動への効果)

- 交付金制度は、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動の促進に有効。
- 交付金制度により、効率的な森林施業が可能となり、森林所有者等の森林整備への関心も高まった。

##### (森林整備への効果)

- 交付金制度は、森林整備の促進に有効。
- 交付金制度は、林業経営や森林管理のインセンティブになり、森林組合などが施業・経営の集約化に取り組む契機にもなった。

#### 2 現行の仕組みの評価及び対応方向

##### (対象森林)

- 次期制度においても、森林施業計画の対象とする森林を支援の対象森林とするとともに、森林施業計画の認定を受けていない森林について、林業事業者等が受託して森林施業計画を作成する動きを促進する仕組みへの見直しを検討すべき。

##### (交付対象者)

- 森林施業計画の作成主体が当該計画に責任を有しており、次期制度でも交付対象者とすべき。
- 施業・経営の集約化など取組内容に応じて支援を重点化することにより、望ましい森林施業の促進に向けた戦略的な仕組みへの見直しを検討すべき。

##### (積算基礎森林)

- 7 齢級(35年生)以下の人工林は、森林施業が実施されなければ存続が危ぶまれる森林であり、次期制度でも積算基礎森林とすべき。
- 8・9 齢級(35～45年生)の人工林の交付要件については、環境配慮の要素を加味した見直しが可能か検討すべき。

##### (地域活動)

- 「森林の現況調査」、「施業実施区域の明確化作業」及び「歩道の整備等」は、計画的かつ一体的な森林施業に不可欠な作業であり、次期制度でも地域活動とすべき。

- 交付対象者の説明責任を明確にするため、実施量が把握できる仕組みへの見直しを検討すべき。特に、「森林の現況調査」は、施業・経営の集約化が見込める森林を対象とし、全国共通の調査票により必要な施業が判断できる程度の森林情報を収集させることも検討すべき。

#### (交付金の返還)

- 協定廃止や協定違反の場合は、自然災害等の不可抗力の場合を除き、次期制度でも協定締結時に遡って交付金を返還させるべき。

#### (市町村の事務)

- 交付金制度担当の市町村職員の事務負担が過大にならないよう、可能なものは森林組合等への委託も検討すべき。

#### (評価指標)

- 地域活動と森林施業との結び付きを明確にするため、地域活動が森林施業にどう貢献したかが把握できる評価指標の導入を検討すべき。

#### (交付額の制限)

- 交付額を制限している市町村に対しては、市町村の住民も森林の有する多面的機能の受益者となることを十分に説明し、交付金制度の一層の普及を図るべき。

### 3 平成19年度以降の新たな対応方向

#### (制度の継続)

- 我が国の森林・林業の現状などを踏まえると、平成19年度以降も交付金制度を継続すべき。

#### (施業・経営の集約化)

- 適切な森林整備を推進するとともに、望ましい林業構造を確立するため、次期制度では施業・経営の集約化の支援に重点を置くべき。
- 次期制度を検討する際は、施業・経営の集約化に取り組む者の意欲を高める仕組みや、交付金制度で得られた森林情報等を公表するなど、施業・経営の集約化に取り組む者が森林情報等を入手することを支援する仕組み、などに留意する必要。

#### (効果の量的把握)

- 間伐等の施業の実施量をもって交付金制度の効果を計るのは適当ではないが、施業・経営の集約化を促進する仕組みとした場合には、その進捗状況を把握することが考えられる。